

いじめ防止対策協議会の設置について

令和 8 年 2 月 1 0 日

文部科学省初等中等教育局長

こども家庭庁支援局長 決定

1 趣旨

本協議会は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日文部科学大臣決定）に基づき、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じるため、設置するものである。

2 検討事項

- (1) いじめ防止対策推進法等に基づくいじめの防止等の在り方について
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (3) 協議会の円滑な実施に影響が生じるものとして本協議会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

4 実施期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

5 その他

この協議会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

いじめ防止対策協議会委員

(50音順)

新井 肇	関西外国語大学外国語学部教授
石井 秀生	全日本中学校長会生徒指導部長 東京都足立区立西新井中学校校長
清原 慶子	杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長
高田 晃	宇部フロンティア大学心理学部心理学科教授、学長 一般社団法人日本臨床心理士会会長、教育領域委員会委員長
河野 浩二	東京都立蒲田高等学校校長
小寺 康裕	国立大学法人東京学芸大学教育学部教授、附属学校運営部運営参事
後藤 久美	公益社団法人日本社会福祉士会子ども家庭支援委員会委員 富士市教育委員会 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー
宿南 洋一	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
高山 邦美	全国連合小学校長会庶務部長 千葉市立弥生小学校校長
田村 綾子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長 学校法人聖学院理事長、聖学院大学心理福祉学部教授
松谷 茂	日本私立中学高等学校連合会常任理事 学校法人文化杉並学園理事長
水野 達朗	全国都道府県教育長協議会第3部会委員 大阪府教育委員会教育長
村山 裕	日本弁護士連合会
八並 光俊	東京理科大学教育支援機構教職教育センター名誉教授 日本生徒指導学会会長
山名 勝敏	全国市町村教育委員会連合会事務局次長
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会常任理事